

年度経営計画の評価

令和6年度

目次

1. 業務環境
2. 業務概況
3. 決算概況
4. 重点課題への取り組み状況
5. 外部評価委員の意見

1. 業務環境

(1) 県内の経済動向

長崎県の景気は緩やかに回復し、個人消費は一部に物価高の影響があるものの、賃上げの動きのもとで回復基調が続きました。観光は、団体客やインバウンド客が増加し、宿泊・観光施設の利用者が増えており、増加しました。公共投資は回復しましたが、設備投資については増加の動きが一服しました。生産は電子部品・デバイスや造船を中心に増加しました。

企業倒産は件数、負債総額とも前年度を上回りました。景気回復に伴い、業況が改善している企業もいる中で、人手不足や物価高等の影響によって業況低迷が続く、事業継続を断念する企業も増えています。今後は、人手不足感の強まりや物価上昇に加え、各国の通商政策等が国内外の経済物価情勢や金融為替市場に及ぼす可能性があり、その影響を注視していく必要があります。

(2) 中小企業向け融資の動向

県内主要金融機関の中小企業向け貸出残高は、前年度に続き増加しました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

資金繰り状況は、景気回復とともに一部では改善がみられましたが、人手不足や物価高の影響を受ける中小企業にとっては、依然として厳しい状況が続きました。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

設備投資については、増加の動きに一服感がみられました。

(5) 県内の雇用情勢

企業の手不足感が続くもとで、緩やかな改善が続きました。

2. 事業概況

令和6年度 業務数値				(単位：件、百万円、%)			
項 目	年 度	件数		金額		計画値	計画比
			対前年度 実績比		対前年度 実績比	(金額)	
保 証 承 諾		5,355	96.8	71,729	94.5	55,000	130.4
保 証 債 務 残 高		19,873	96.5	199,301	95.2	194,109	102.7
代 位 弁 済		212	110.4	1,736	100.4	2,200	78.9
実 際 回 収		61	108.9	655	104.2	400	163.8

令和6年度は、県内の景気が緩やかに回復する中、人手不足や物価高等の影響を受けて、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。そのような中小企業の支援のために、各種保証制度の創設・改正に迅速に対応し、保証制度の周知を強化するとともに、情報交換会や業務研修会を通して金融機関や中小企業支援機関との情報共有と連携強化を図りました。

厳しい環境の中で資金繰りや収益力に課題を抱える企業、事業の成長や生産性向上等を前向きに目指す企業に対して、伴走支援型特別保証や経営力強化保証等の政策保証等を活用した資金繰り支援に積極的に取り組み、加えて、部署横断的な組織体制のもと経営支援の取組を強化し、金融機関や中小企業支援機関との連携を図りながら、組織一丸となった経営支援に努めました。

それらの取組の結果、保証承諾は717億29百万円、前年度比94.5%と前年度実績を下回りましたが、伴走支援型特別保証の駆け込み需要等により計画比130.4%と計画を上回りました。保証債務残高は、コロナ関連融資の返済も進み1,993億1百万円で、前年度比95.2%の減少となりました。

代位弁済は、17億36百万円、前年度比100.4%、計画比78.9%となりました。令和4年度以降、代位弁済はコロナ前から業況が厳しい先を中心に徐々に増加し、コロナ前の水準に戻りつつありますが、返済負担軽減のための借換え等による資金繰り支援や返済緩和の条件変更を適正かつ柔軟に対応し、前年度実績程度にとどめることができました。

求償権回収については、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権の増加、破産手続き等の法的整理の増加等に伴い、回収環境は厳しいながらも、管理事務停止及び求償権整理による回収業務の効率化を図るとともに、債務者等の現況を把握し、その実情に応じた回収方針を早期に策定することで回収の最大化に努めました。実際回収は、大口回収の発生等もあり、6億55百万円と前年度比104.2%となり、計画比163.8%と計画を大きく上回りました。

3. 決算概況

令和6年度 収支実績

(単位：件、百万円、%)

項目	計画	実績	対前年度 実績比	計画比
経 常 収 入	2,203	2,353	102.7	106.8
経 常 支 出	1,787	1,824	100.6	102.1
経 常 収 支 差 額	416	529	110.6	127.1
経 常 外 収 入	3,149	2,870	90.8	91.2
経 常 外 支 出	3,200	2,865	93.5	89.5
経 常 外 収 支 差 額	△ 51	5	5.6	—
制度改革促進基金取崩額	76	43	125.2	56.3
収支差額変動準備金取崩	0	0	—	—
当 期 収 支 差 額	441	577	94.9	130.9
基 本 財 産 繰 入	221	289	94.8	130.9

令和6年度の収支について、経常収入は、保証承諾及び保証債務平均残高の減少に伴い、保証料収入が前年度と比べ90百万円減少した一方で、令和4年度及び令和5年度の代位弁済増加による責任共有負担金の増加等により、経常収入の合計は23億53百万円、前年度比102.7%、前年度と比べ62百万円の増加となりました。

経常支出の合計は18億24百万円、前年度比100.6%となりました。保証債務平均残高の減少により信用保険料は減少しましたが、保証業務の電子化に伴う文書管理システム及びサーバーの導入にかかる費用、本所事務所の管理にかかる負担金等の増加を要因として、経常支出は前年度比11百万円の増加となりました。

その結果、経常収支差額は5億29百万円となり、前年度比110.6%、計画比127.1%となりました。

経常外収入は、代位弁済における保険金受領の減少による求償権

補填金戻入が減少し、経常外支出では求償権償却が減少したことにより、経常外収支差額は5百万円、前年度比90百万円の減少となりました。

経常収支差額と経常外収支差額の合計額5億34百万円に、制度改革促進基金取崩額43百万円を加算し、当期収支差額は5億77百万円、前年度比94.9%、計画比130.9%となりました。

なお、当期収支差額の処理は、2億88百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残り2億89百万円を基金準備金に繰り入れました。

3. 決算概況

令和6年度 財務実績

(単位：件、百万円、%)

項目		計画	実績	対前年度 実績比	計画比
期 末 基本財産	基 金	8,021	8,021	100.0	100.0
	基 金 準 備 金	14,772	14,791	102.0	100.1
	合 計	22,793	22,812	101.3	100.1
制 度 改 革 促 進 基 金 造 成		0	0	—	—
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩		76	43	125.2	56.3
制 度 改 革 促 進 基 金 残 高		26	60	58.5	232.5
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入		220	288	95.0	130.9
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩		0	0	—	—
収 支 差 額 変 動 準 備 金 期 末 残 高		6,101	6,118	104.9	100.3

基本財産は、当期収支差額 5 億 77 百万円のうち 2 億 89 百万円を基金準備金に繰り入れたことにより、期末の基金準備金は 147 億 91 百万円となり、基本財産総額は 228 億 12 百万円となりました。また、制度改革促進基金は、43 百万円を取り崩した結果、期末残高 60 百万円となり、収支差額変動準備金は、当期収支差額のうち 2 億 88 百万円を繰り入れたことにより、期末残高 61 億 18 百万円となりました。

4. 重点課題への取り組み状況①

(1) 保証部門

① 中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援

感染症の影響や、物価高等の複合的な要因により経営に支障をきたしている中小企業への支援のため、6 月末で申込受付が終了する伴走支援型特別保証について周知漏れがないよう、ゼロゼロ融資のみを利用し、その後の保証利用がなく、金融機関のモニタリング対象先でない企業 1,563 先に対して直接チラシを送付する等、保証制度の周知強化と利用促進を図りました。

また、実地調査や面談、McSS（経営診断報告書）の提供等、事業者と直接対話をする機会を通して、企業の実態や経営課題等を把握した上で、経営状況や成長性を総合的に評価・分析し積極的な支援を行うことができました。

加えて、保証から再生支援までの各フェーズで企業に対し経営支援を提案する部署横断的な支援体制のもと、保証部門で保証の申込や事前協議等を受けた企業の中から経営支援の必要性を検討して抽出を行い、経営支援部門と連携し、金融機関と情報共有しながら保証利用先の経営支援に積極的に取り組むことができました。

その結果、資金繰りや収益力等に課題を抱える企業に対して、伴走支援型特別保証等の政策保証を活用した借換えによる返済負担軽減等の資金繰り支援や保証部門における支援先の抽出等を行ったことによるタイムリーな経営改善の支援に取り組むことができ、伴走支援型特別保証の取扱終了に伴う駆け込み需要と相まって、保証承諾（計画比 130.4%）、保証債務残高（計画比 102.7%）ともに計画を上回りました。

引き続き、部署横断的な支援体制のもと経営支援部門と連携して、中小企業に寄り添い、きめ細やかな資金繰りと経営改善に向けた支援に取り組んでまいります。

4. 重点課題への取り組み状況②

② 経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証を不要とする取扱いについて、金融機関に対し保証申込時に個々に提案することに加え、事前協議書の書式改正を行い、経営者保証免除に関する項目を追加することで、金融機関の担当者への意識付けを促すとともに、事前協議の回答時においても個々に提案し推進を図りました。また、経営者保証を不要とする各種保証制度について、金融機関向けの業務研修会等での周知、利用推進に努めました。

その結果、経営者保証を不要とする保証の実績は年間 393 件、前年度比 131.0%となり、前年度の実績を上回りました。

今後も、中小企業の事業の成長や事業承継、早期の事業再生に寄与するため、経営者保証を不要とする保証の推進に努めてまいります。

③ 企業の持続的発展の支援

事業の発展や成長に向けての事業再構築や事業転換等の前向きな資金について、金融機関と連携し柔軟かつ積極的に支援を行いました。また、企業の持続的発展の支援のため、政策保証の創設及び周知に迅速に対応するとともに、県や各市町を訪問し意見交換や情報共有を行った結果、地公体制度の創設・改正に繋げることができ、保証の利便性向上に寄与することができました。

今後も県や各市町との定期的な情報共有と意見交換を行い、引き続き保証の利便性向上に取り組み、厳しい経営環境の中でも前向きに事業の発展や成長を目指す企業の支援に努めてまいります。

4. 重点課題への取り組み状況③

④ 金融機関や中小企業支援機関との連携

金融機関や中小企業支援機関との日常的な来会や訪問による相談等（年間 736 回対応）のほか、金融機関とは支店長との情報交換会（年間 20 回実施）での情報共有や意見交換を図るとともに、行職員との業務研修会等（年間 13 回実施）での制度説明や質疑応答を通して、信用保証業務への理解、協力を求めるなど、金融機関や中小企業支援機関との連携強化を図りました。

また、昨年度に引き続き金融機関合同研修会を開催し、まだ融資経験が少ない行職員に対して、信用保証制度や信用保証業務等の説明に加え、グループワークを行い、若年層での交流、連携強化に取り組みました。

金融機関や中小企業支援機関とは日常的な対話の中で情報共有や意見交換を行い、情報交換会や業務研修会を通じた連携強化を図ることに努め、保証や経営支援における取組への理解と協力のもと、中小企業の資金繰りや経営安定のための支援に引き続き取り組んでまいります。

4. 重点課題への取り組み状況④

(2) 期中管理・経営支援部門

① 中小企業に寄り添った、きめ細やかな経営改善の支援

経営支援については、幅広く、早期に中小企業に対して経営改善に向けた提案をするため、令和 6 年度に本支所の保証課と経営支援課の課長代理に経営支援推進担当の兼務発令を行い、部署横断的に経営支援に取り組む体制を整え、経営支援の推進に取り組みました。日常業務（保証や条件変更の申込、金融機関の事前協議、延滞の管理、各種モニタリングのフォローアップ等）の中から支援候補先を抽出し、その都度、「経営支援ブリーフィング」で支援方針や適した経営支援メニュー（経営安定化支援事業、405 補助事業、中小企業活性化協議会ほか中小企業支援機関の紹介等）を検討し、金融機関との連携のもと事業者に提案する取組を行い、年間 474 件の支援候補先を検討し、424 企業に経営支援メニュー等を提案することができました。

そのうち、経営安定化支援事業については、84 企業に利用を打診し、23 企業に対して実施することができ、前年度の実績を上回りました。また、同事業の支援先モニタリングでは、計画 25 企業に対し 31 企業へのモニタリングを実施し、過年度に支援した企業のフォローアップに努めました。

また、中小企業活性化協議会の利用提案を 157 件実施し、そのうち事業再生に向けた同協議会への事前相談に 33 件繋げることができました。

これらの経営支援及び再生支援を推進するために「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の実務責任者会議及び代表者会議を開催し、経営課題を抱えた中小企業への支援について情報共有や意見交換を実施し、参加したネットワーク加盟機関との連携強化を図りました。

加えて、令和 4 年 9 月に九州経済産業局及び中小企業活性化協議会と締結した「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」に基づき、各機関と四半期毎の情報交換を実施するとともに、企業の個別の実情に応じた経営支援会議の開催、又は中小企業活性化協議会や金融機関が開催する会議への参加によって、金融機関及び中小企業支援機関と連携した経営支援、再生支援に努めました。

更には、県商工会連合会及び日本政策金融公庫と「魅力発信！ながさき商談会」を共催し、ビジネスマッチングの機会を設けるなど、中小企業の経営に寄り添った支援に取り組むことができました。

部署横断的な経営支援体制での初年度としては、保証部門との緊密な情報共有や金融機関や中小企業支援機関との連携のもと、経営支援のコーディネーターとしての役割を発揮し、中小企業の収益力改善や事業再生等に向けた行動を後押しすることができました。

引き続き、経営支援及び再生支援の取組を進化、深掘りし、中小企業支援の更なる充実に努めてまいります。

4. 重点課題への取り組み状況⑤

② スタートアップの支援

地方公共団体、金融機関、商工関係団体等と連携し、創業相談や創業保証を行い、創業後の業況把握や経営課題についての相談対応等フォローアップの実施、及び、経営安定化支援事業を活用した創業者支援に努めました。また、地方公共団体や商工会議所が主催する創業セミナー・創業塾への参加や講師派遣、福岡や Web で開催された移住相談会への参加等を通して、創業を検討されている方に対し、創業マインドの醸成や保証制度の周知にも取り組みました。

その結果、各種創業保証制度の保証承諾は 254 件となり、対前年度比 111.4%と前年度実績を上回りました。今後とも金融機関や地方公共団体、中小企業支援機関と協力しながら創業の支援に努めてまいります。

③ 事業承継への取組

事業承継の課題を抱える中小企業に対して、金融機関や中小企業支援機関との情報交換を行い、経営者保証ガイドラインや事業承継関連の保証制度の周知を図り、同保証制度を活用した支援に努めました。

また、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターの関係機関連絡会議への参加等、情報交換や連携強化を図るとともに、「経営支援ブリーフィング」による抽出先で事業承継を課題とする企業には、金融機関を通じて同センターの紹介を行う等の支援に努めており、今後とも引き続き取り組んでまいります。

④ 経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値

令和 5 年度の経営支援実施先を対象として、「アドバイザー会議・経営サポート会議・バンクミーティング開催による支援」、「専門家派遣事業による支援」、「経営改善計画策定支援補助事業による支援」の 3 事業、及び「返済緩和による支援」先について、決算内容の前年比較を行い、売上高の増減、経常利益の増減、CRD カテゴリの推移を分析し、経営支援の効果検証を行いました。

検証の結果、目標値である「CRD カテゴリ」は前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の 70.2%と、目標値である 50%以上を達成し、経営支援の取組について一定の実効性を確認することができました。

引き続き効果的な経営支援を実施するために、定量的な効果検証の指標及び目標値を設定し、令和 7 年度計画へ明記しました。

4. 重点課題への取り組み状況⑥

(3) 回収部門

① 求償権の状況に応じた適切な管理、回収

本所においては期中管理から管理回収までを同じ担当者が行い、佐世保支所の期中管理部門とも連携し、債務者等の現況を把握し、実情に応じた回収方針を早期に策定することで回収の最大化に努めました。

② 「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務免除に柔軟に対応し、定期入金を行っている保証人に対しては、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用した保証債務免除を行い、適切かつ効率的な回収に取り組みました。

③ 事業継続、事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ね弁済額を検討し、資金繰りの安定化を図るとともに事業継続の支援に努めました。また、業況把握の上で求償権消滅保証の対応が可能と考えられる先には、必要に応じて同保証制度の提案を行いました。加えて、第二会社方式や不等価譲渡による事業再生にも対応し、金融機関や中小企業支援機関等の関係機関と連携して再生支援に取り組みました。

④ 管理事務停止、求償権整理の推進

回収に努めたものの回収見込みが乏しい求償権については、管理事務停止及び求償権整理を実施し、回収業務の効率化を図りました。

引き続き、適切かつ効率的な債権回収とともに、管理事務停止及び求償権整理を推進し、効率的な回収業務に努めてまいります。

4. 重点課題への取り組み状況⑦

(4) その他間接部門

① 内部管理体制の強化

自然災害、人為的・社会的災害、環境災害等の緊急事態時における業務への影響を最小限に留めるため、事業継続計画（BCP）に基づき、各部署で職員が災害時における役割や行動について共有し、一斉通報システムの利用についても再確認を行う等、災害時を想定した行動確認を行いました。加えて、本支所の両拠点で火災発生時の避難訓練を実施する等、職員の防災意識の向上を図りました。それらの取組によって、台風接近時には事業継続計画（BCP）に沿った円滑な対応を行い、業務運営を継続することができました。

また、組織一丸となった経営支援に取り組むために、部署横断的に経営改善に向けた提案を行う体制を整えるとともに、全課長による課長会、並びに役員、全部長による幹部会において、各部門の課題や経営計画等についての意見交換を行い、活発なコミュニケーションによる組織の活性化に一層努め、内部での情報共有及び内部管理体制の強化に繋げることができました。

② コンプライアンス態勢の維持、向上

コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス・チェックシートによる意識調査の実施、不祥事件等事例の情報共有等を行い、コンプライアンス・マインドの維持、向上に努めました。

また、「不当要求・カスハラの実状と対策」をテーマとした内部研修を実施し、不当要求やカスハラの実状について認識し、不当要求等を受けた場合の対応策並びに日頃からの心構えについて意識向上を図りました。

③ 反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等と反社会的勢力の排除に向けた体制を整え、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を適正に運用し、反社会的勢力の排除に努めました。

4. 重点課題への取り組み状況⑧

④ 人材の育成及び成長の促進

職員の希望も参考にしながら研修及び通信教育の受講計画を策定し、その実施に取り組みました。外部研修においては延べ 60 名が参加し、通信教育は 56 名が修了し、1 名が経営アドバイザーの資格を取得するなど職員の能力向上に寄与することができました。

また、世代間の相互理解を目的とした「指導する側（上司）」と「指導される側（部下）」の階層別のコミュニケーション力向上の研修や、部署内での定期的な 1on1 の実施等、上司と部下の信頼関係をより深め、部下指導がより効果的に行える環境づくりに取り組み、人材育成に努めました。

⑤ 広報活動の充実

創設・改正した保証制度はタイムリーに金融機関へ通知し、ホームページや機関紙等での情報掲載のほか、報道機関やメディアへのプレスリリースを積極的に行い、新聞等での記事掲載を通じ、中小企業や関係機関等への周知強化に努めました。経営支援メニューについても、チラシやリーフレットのリニューアルを行い、利便性の向上を図りました。

また、広報活動全般において、各課の職員とも連携し、そのあり方や既存の広報媒体の見直しについても意見交換を行い、広報活動の新たな取組等を検討しました。その結果をもとに、令和 7 年度は中小企業の支援に繋がる広報活動の更なる充実に取り組むこととしました。

⑥ 業務の電子化、電算システム活用の推進

今後予定されている保証申込関係書類の電子的授受の本稼働を見据えて、事務手続きの効率化及び保証利用の利便性向上を目的に、書類をデータで保存するための文書管理システム及びサーバーの導入や受付業務の RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）活用について関係部署が連携して検討し、開発ベンダーの協力のもと同システム等の導入作業に取り組みました。

保証業務の電子化については、まだ取扱いがない金融機関に対しても必要な情報共有を行う等、利用推進に努めました。

4. 重点課題への取り組み状況⑨

⑦ 電算共同システムの安定運用、リスク管理

事業継続計画（BCP）に基づく訓練やシステム関連機器の更改を適宜対応し、事務所内の電源設備等について現状を把握するとともに、現状の課題を検討する等リスク管理に努め、システムの安定運用に取り組むことができました。

5. 外部評価委員の意見①

社会経済活動の正常化が進み、県内では景気回復がみられる一方で、感染症の影響に伴い増大した債務の返済負担や、人手不足、物価高等の影響を受ける中小企業にとっては厳しい経営環境が続いています。

このような中、長崎県信用保証協会は、金融機関や中小企業支援機関、県や市町等と連携し、中小企業の資金繰りや経営の安定に寄与するため、事業者に寄り添った、きめ細やかな支援に取り組まれました。

保証部門では、伴走支援型特別保証や経営力強化保証等の幅広い保証制度の周知、同制度等を活用した積極的な資金繰り支援に努めた結果、保証承諾及び保証債務残高は計画を上回る実績に繋がったものと考えます。

また、期中管理・経営支援部門も、部署横断的に経営支援を提案する新たな組織体制のもと、金融機関や中小企業支援機関との情報共有及び連携強化を図り、保証部門と協力の上、組織一丸となった経営支援に積極的に取り組むとともに、創業や事業承継、事業再生等を後押しする取組にも引き続き努められています。

代位弁済については、返済負担軽減のための借換えや条件変更による返済緩和等の柔軟な対応、加えて、過年度からのゼロゼロ融資等の金融機関モニタリング報告のフォローアップ、中小企業の経営改善に向けた支援等のきめ細やかな取組のもと、コロナ前の水準には戻りつつあるものの、前年度と同程度の実績にとどまっています。

回収部門では、厳しい回収環境の中で、管理事務停止及び求償権整理による回収業務の効率化を図るとともに、債務者等の実情に応じた回収方針を早期に策定することで回収の最大化に努められました。

令和6年度は、コロナ関連保証に関する取扱い等について少しずつ整理が進み、通常の保証や条件変更等の日常業務に順調にシフトする中で各部門の施策に積極的に取り組むことができ、経営支援にも注力できたことが、結果的に収支状況や財務面に好影響を与えたものと考えます。

収支状況は、保証承諾及び保証債務平均残高の減少に伴い保証料収入は減少した一方で、令和4年度及び令和5年度における代位弁済の増加に伴う責任共有負担金の増加等により経常収入は増加したため、電算システム関連の支出や事務所営繕費等の増加によって経常支出は増加したものの、経常収支差額は5億29百万円、前年度比11百万円増加しました。その結果、当期収支差額は5億77百万円、前年度と比べ31百万円の減少となりましたが、計画比では130.9%と計画を上回り、役職員一人一人が経営計画に基づき各担当業務に積極的かつ確実に取り組んだ結果と考えます。

財務状況においては、当期収支差額のうち2億88百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残り2億89百万円を基金準備金に繰り入れたことで、期末の基金準備金は147億91百万円、基本財産総額は228億12百万円となり、財務内容の充実が図られました。

5. 外部評価委員の意見②

(1) 保証部門について

保証申込や事前協議等の日常業務の中で中小企業の個別の実情を把握し、借換えによる返済負担軽減等の資金繰り資金や生産性向上等の前向きな資金の保証、更には経営支援部と連携し、早期の段階での経営支援に積極的かつ柔軟に取り組まれています。また、経営者保証を不要とする取扱いについては、金融機関への個別の提案や業務研修会等での各種保証制度の周知強化に取り組み、その利用を推進されています。加えて、政策保証の創設・改正等の迅速な対応及び周知のほか、県や各市町との積極的な意見交換によって地公体制度の創設・改正に繋げる等、保証の利便性向上にも努められています。

今後も、金融機関や中小企業支援機関との連携強化を図りつつ、中小企業の個別の実情に応じた、きめ細やかな資金繰り支援、更には経営支援部と連携した経営改善に向けた支援に引き続き取り組まれることを期待します。

(2) 期中管理・経営支援部門について

本支所の保証課と経営支援課の課長代理に経営支援推進担当の兼務発令を行っています。そのうえで、日常業務の中から支援候補先を抽出し両部門による「経営支援ブリーフィング」を行い、支援方針を検討し、金融機関との連携のもと事業者へ経営支援メニューを提案するなど、部署横断的に経営支援に取り組む体制を整え、幅広く、早期に中小企業に対して経営支援が行える様取り組んでいます。また、金融機関や中小企業支援機関とは経営支援会議等での意見交換や日常業務での情報共有のほか、中小企業活性協議会とは定期的な情報交換を行うとともに、中小企業に同協議会の利用を提案する等によって同協議会への事前相談に繋げ、金融機関や中小企業支援機関と連携した経営支援・再生支援の更なる充実に取り組まれています。

早期の段階の経営支援については、待ちの姿勢ではなく、現在取り組まれているように、本業に注力し改善の必要性に気づけていない事業者に対して、気づきを持ってもらえる積極的な行動が有効です。引き続き、金融機関や中小企業支援機関、地方公共団体との情報共有、連携強化を図り、保証部門と連携した組織一丸となった経営支援を一層推進し、県内の中小企業の経営改善や事業再生、創業や事業承継等に向けた行動を後押しすることを期待します。

5. 外部評価委員の意見③

(3) 回収部門について

厳しい回収環境が続く中、適切な判断のもと管理事務停止及び求償権整理を行うとともに、債務者等の現状を把握し、回収方針を早期に策定する等の回収努力を重ね、実際回収は大口回収の発生等もあり前年度及び計画を上回りました。中小企業の経営環境は厳しさが続いており、今後は代位弁済の増加も懸念されますが、引き続き、適切かつ柔軟な債権回収、求償権先の再チャレンジへの提案等に取り組み、より一層効率的な回収業務に努めてください。

(4) その他間接部門について

業務継続計画（BCP）に基づく行動確認や防災意識の向上を図るとともに、コンプライアンス態勢の維持、向上及び反社会的勢力の排除に引き続き取り組み、業務の根幹を担う電算システムのリスク管理を含めて、安全かつ継続的に業務遂行ができる組織体制の構築が行われています。

また、職員の希望も参考にした研修受講のほか、世代間の相互理解のための研修及び定期的な 1on1 を実施し、中小企業支援を積極的かつ適切に行うための人材育成、組織活性化にも取り組まれています。

特に、令和 6 年度は新たに部署横断的に経営支援を提案する体制を整備された結果、保証部門、期中管理・経営支援部門が組織一丸となり、早期の段階での経営支援に取り組むことができたものと考えます。加えて、各部署が連携して広報活動を見直し、保証制度や経営支援にかかる取組等の周知強化を図り、また、保証業務の電子化を推進することで、中小企業や金融機関等の利便性向上にも努められました。

社会的な環境変化がある中で、業務の電子化や電算システム活用の推進、人材の育成についても重要であると思われます。それらの取組を継続し、中小企業への資金繰り支援とともに、引き続き経営支援に注力できる体制を維持して下さい。

5. 外部評価委員の意見④

(5) 総括

令和6年度は、それまでのコロナ関連保証による資金繰り支援がコロナ前の水準に戻り、資金繰り支援とともに、経営改善及び事業再生に向けた支援も重要性が増す中、部署横断的に幅広く、早期に経営支援を取り組むための新たな組織体制を構築されました。そのような組織体制のもとでゼロゼロ融資等の各種モニタリング報告のフォローアップを継続しつつ、中小企業の業況改善の状況や個別の実情を把握し、伴走支援型特別保証や経営力強化保証による資金繰り支援を積極的に対応されています。更には、保証部門、期中管理・経営支援部門の日常業務の中で、金融機関や中小企業支援機関と連携し、課題を抱える中小企業に早期の段階での経営改善や事業再生に向けた提案を行う等、中小企業に寄り沿った、きめ細やか支援を組織一丸となって積極的に行っていることを評価します。

今後も物価高や米国関税措置の影響への危惧等によって、中小企業の経営環境は厳しさが続くものと思われます。信用保証協会にあっては、「金融と経営の公的な総合支援機関」として公共的使命と社会的責任を果たすために、関係機関との連携をより一層図りながら、役職員が一丸となり、部署横断的な組織体制のもとで資金繰り支援と経営改善、事業再生、再チャレンジ等の支援に引き続き積極的かつ柔軟に取り組み、県内中小企業の持続的発展を後押しすることで地域経済の活性化に貢献することを期待します。